

株式会社 JIN
女性活躍推進法にもとづく行動計画（第 3 期）

株式会社 JIN は、主に、途上国におけるコンサルティング事業を行っています。今後、事業の「質」を持続的に向上させていくためには、全ての社員が“仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）”を意識し、安心して働くことができる職場環境の提供が重要になります。第 1 期、第 2 期では、育児・介護に参加できる制度の整備・拡充や多様な働き方ができる職場環境を目指し、育児介護のための特別休暇制度ⁱの導入や勤務時間を分割できる時差勤務制度の導入、育児・介護休業等に関する規程の見直し等、様々な取り組みを進めてきました。今後も、職業生活と家庭生活との両立支援を目指し、第 3 期の行動計画を以下のとおり策定しました。

計画期間　：　2025 年 6 月 1 日～2030 年 5 月 31 日

目標と取組内容

目標：年次有給休暇について、全社員の取得率 80%以上を目指します。ⁱⁱ

2025 年 06 月～　定期的に取得状況と達成に向けた目標数値をアナウンスする。

2025 年 10 月～　取得実績の低い社員に対し、取得計画の作成を促す。また、必要に応じて当該社員の上長とともに取り組みを行う。

以上

ⁱ 会社独自の制度として、育児や介護のための休暇（有給、年間 2 日、時間単位の取得可）を設置した。対象者は、小学生までの子を養育している社員、または家族を介護している状態にある社員。

ⁱⁱ 有給休暇は 20 日/年が付与され、年度ごとに集計する。2024 年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月末）の取得率 80%以上の社員は、24 人中 15 人。